

伊賀市告示第 203 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 25 年伊賀市告示第 102 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

下荒木区

代表者の氏名 森永 統夫

代表者の住所 伊賀市荒木 1253 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 葛原 善彦

新代表者の氏名 森永 統夫

旧代表者の住所 伊賀市荒木 629 番地

新代表者の住所 伊賀市荒木 1253 番地

3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 204 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 27 年伊賀市告示第 130 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

伊賀市猪田西出区

代表者の氏名 峯川 至敏

代表者の住所 伊賀市猪田 3635 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 森井 尚章

新代表者の氏名 峯川 至敏

旧代表者の住所 伊賀市猪田 2696 番地

新代表者の住所 伊賀市猪田 3635 番地

3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 5 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 207 号

伊賀市インクルーシブな職場づくりアドバイザー設置要綱を次のように定める。

令和8年6月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市インクルーシブな職場づくりアドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 市職員（会計年度任用職員を含む。）個人の多様性が尊重され、安心して業務を遂行できる職場環境づくり（以下「インクルーシブな職場づくり」という。）の推進に関し、専門的見地からの助言等を受けるため、伊賀市インクルーシブな職場づくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(任務)

第2条 アドバイザーは、次に掲げる事項について指導、助言等を行う。

- (1) インクルーシブな職場づくりの推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、インクルーシブな職場づくりに関する専門的知識を有すると認める者のうちから市長が委嘱する。

(委嘱期間)

第4条 アドバイザーの委嘱期間は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(謝礼等)

第5条 アドバイザーの謝礼及び費用弁償については、予算の範囲内において支払うものとする。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、任務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 アドバイザーに関する庶務は、総務部人事課において処理する。

(解嘱)

第8条 市長は、アドバイザーから辞任の申出があったとき、又は不適格と認める事由が生じたときは、これを解嘱することができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。

伊賀市告示第208号

伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付要綱（令和6年伊賀市告示第228号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ケ中「未満」を「以下」に改める。

第4条第7号中「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」を「「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」」に改める。

第5条第1項中「額は、」の次に「予算の範囲内において」を加え、同項第1号中「1kW当たり7万円」を「、7万円と1kW当たりの工事費及び設備費（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とを比較して少ない方の額」に改め、同項第2号中「蓄電容量（」の次に「小数点第2位以下の端数があるときは、これを切り捨てた値。ただし、」を加え、「、10kWh」の次に「とする。」を加える。

様式第1号を次のように改める。

【様式第1号】

様式第11号中「（2）その他市長が必要と認めるもの」を

「（2）売電がある場合は、1か月の売電の明細及び売電相手がわかる書類」に改める。

（3）その他市長が必要と認めるもの」

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。

伊賀市告示第 209 号

伊賀市幼児教育・保育ビジョン策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年6月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市幼児教育・保育ビジョン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 今後の伊賀市における就学前の幼児教育・保育のあり方、理念、目標等を定め、施策体系や推進体制を整理し、幼児教育・保育の充実に向けた取組を推進することを目的として、伊賀市幼児教育・保育ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定するため、附属機関の設置等に関する条例(平成19年伊賀市条例第31号)第2条の規定に基づき、伊賀市幼児教育・保育ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ビジョンの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、12名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公立保育所を代表する者
- (3) 私立保育所を代表する者
- (4) 幼稚園を代表する者
- (5) 認定こども園を代表する者
- (6) 公立小学校を代表する者
- (7) 伊賀市教育委員会事務局学校教育課長
- (8) 伊賀市健康福祉部長
- (9) 伊賀市人権生活環境部人権政策課長

(10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、ビジョンの策定日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報（市又は委員会が公表した情報を除く。）を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部保育幼稚園課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年6月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

## 伊賀市告示第 210 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 11 年伊賀町告示第 10 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 3 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

### 1 届出者

川西青葉台区

代表者の氏名 中村 幸弘

代表者の住所 伊賀市川西 1789 番地の 11

### 2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 木村 嘉男

新代表者の氏名 中村 幸弘

旧代表者の住所 伊賀市川西 1738 番地の 196

新代表者の住所 伊賀市川西 1789 番地の 11

### 3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

### 4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 211 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 27 年伊賀市告示第 1 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 3 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

弥生区

代表者の氏名 城 典生

代表者の住所 伊賀市阿保 147 番地の 23

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 藤永 稔

新代表者の氏名 城 典生

旧代表者の住所 伊賀市阿保 129 番地の 2

新代表者の住所 伊賀市阿保 147 番地の 23

3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 19 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

## 伊賀市告示第 212 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 21 年伊賀市告示第 172 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 3 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

### 1 届出者

中村区

代表者の氏名 益田 幸嗣

代表者の住所 伊賀市中村 532 番地

### 2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 福本 治史

新代表者の氏名 益田 幸嗣

旧代表者の住所 伊賀市中村 1385 番地

新代表者の住所 伊賀市中村 532 番地

### 3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

### 4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 213 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 25 年伊賀市告示第 2 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 3 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

緑ヶ丘南町第二自治会

代表者の氏名 川崎 正嗣

代表者の住所 伊賀市緑ヶ丘南町 3920 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 後藤 隆一

新代表者の氏名 川崎 正嗣

旧代表者の住所 伊賀市緑ヶ丘南町 3899 番地の 13

新代表者の住所 伊賀市緑ヶ丘南町 3920 番地の 1

3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 18 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

## 伊賀市告示第 214 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 20 年伊賀市告示第 72 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 3 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

### 1 届出者

守田町自治会

代表者の氏名 福田 典明

代表者の住所 伊賀市守田町 852 番地

### 2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 宮本 裕己

新代表者の氏名 福田 典明

旧代表者の住所 伊賀市守田町 1161 番地

新代表者の住所 伊賀市守田町 852 番地

### 3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 4 日

### 4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 215 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 17 年伊賀市告示第 168 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 3 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

木興町自治会

代表者の氏名 吉輪 康一

代表者の住所 伊賀市木興町 3253 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 上西 利直

新代表者の氏名 吉輪 康一

旧代表者の住所 伊賀市木興町 15 番地の 19

新代表者の住所 伊賀市木興町 3253 番地の 1

3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 19 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 216 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年上野市告示第 104 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 3 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

車坂町自治会

代表者の氏名 山本 満

代表者の住所 伊賀市上野車坂町 582 番地の 6

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 松村 賢次

新代表者の氏名 山本 満

旧代表者の住所 伊賀市上野車坂町 615 番地の 59

新代表者の住所 伊賀市上野車坂町 582 番地の 6

3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 19 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 218 号

伊賀市公営住宅等長寿命化計画改定業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 4 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市公営住宅等長寿命化計画改定業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱  
(設置)

第 1 条 伊賀市公営住宅等長寿命化計画改定業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により特定するため、附属機関の設置等に関する条例（平成 19 年伊賀市条例第 31 号）第 2 条及び伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成 25 年伊賀市告示第 176 号）第 7 条の規定により、伊賀市公営住宅等長寿命化計画改定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 実施要領の確認に関すること。
- (2) 公募条件の設定に関すること。
- (3) 評価の基本方針の設定に関すること。
- (4) 提案書等の審査及び候補者の特定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、候補者の特定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、候補者の特定が完了する日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

ただし、委員長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、会議録は、伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）第7条各号に該当する情報を除き、公開とする。

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た情報（市又は委員会が公表した情報を除く。）を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、その在任中、伊賀市プロポーザル方式実施要綱第14条に規定するプロポーザル提案書提出者の役員となり、又は関連する職務に従事してはならない。

(委員の排斥)

第7条 委員は、第2条の所掌事務に関して、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部住宅政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年6月4日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、候補者の特定が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

建設部長 建設部建築住宅担当理事 未来政策部長 財務部長 地域連携部長 人権  
生活環境部長 健康福祉部長 三重県県土整備部住宅政策課長

伊賀市告示第 217 号

下記の事業者を介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第 78 条の 11 及び伊賀市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱（平成 18 年伊賀市告示第 90 号）第 7 条の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 5 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

|                |                     |
|----------------|---------------------|
| 事業所番号          | 2 4 9 1 2 0 0 3 1 3 |
| 事業所の名称         | 看護小規模多機能型居宅介護なおと    |
| 事業所の所在地        | 伊賀市下柘植字寺之後 1094-885 |
| 指定の申請者         | 株式会社なおと             |
| 申請者の主たる事務所の所在地 | 伊賀市柘植町 2191 番地      |
| 代表者の氏名         | 代表取締役 山本 将久         |
| 代表者の住所         | 伊賀市柘植町 2191 番地      |
| 指定の年月日         | 令和 8 年 5 月 1 日      |
| サービスの種類        | 看護小規模多機能型居宅介護       |

伊賀市告示第 222 号

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 152 号）第 5 条第 1 項の規定により令和 8 年度伊賀市一般廃棄物処理実施計画を別紙のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 9 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

令和 8 年度  
伊賀市一般廃棄物処理実施計画

伊賀市

## <目 次>

### I 総則

---

|   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 計画の目的  | 1 |
| 2 | 計画区域   | 1 |
| 3 | 計画実施期間 | 1 |

### II 一般廃棄物処理実施計画

---

|   |                                         |   |
|---|-----------------------------------------|---|
| 1 | 一般廃棄物の種類及び分別の区分                         | 2 |
|   | (1) ごみ                                  |   |
|   | (2) 市で収集・処理できないもの                       |   |
| 2 | 収集方法及び処分方法                              | 4 |
|   | (1) ごみ                                  |   |
|   | (2) し尿                                  |   |
| 3 | 一般廃棄物発生量及び処理量見込（伊賀市全体）                  | 6 |
|   | (1) ごみ                                  |   |
|   | (2) し尿                                  |   |
| 4 | 一般廃棄物排出抑制のための施策                         | 7 |
|   | (1) 資源再利用物回収奨励金の交付（集団回収事業）              |   |
|   | (2) 生ごみ処理容器購入費の補助                       |   |
| 5 | 一般廃棄物中間処理施設及び最終処分場の概要                   | 7 |
|   | (1) ごみ                                  |   |
|   | (2) し尿及び浄化槽汚泥                           |   |
| 6 | 一般廃棄物の収集・運搬、処理及び浄化槽清掃にかかる<br>委託業者及び許可業者 | 8 |
|   | (1) ごみ                                  |   |
|   | (2) し尿・汚泥及び浄化槽清掃                        |   |

# **I 総則**

---

## **1 計画の目的**

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物の処理に関する基本計画の実施のために必要な令和 8 年度の計画及び事業を定め、一般廃棄物の減量化及び適切かつ効率的な処理を図ることを目的とする。

## **2 計画区域**

伊賀市全域

[人口：82,997人 世帯数：40,436世帯（令和8年3月末時点）]

## **3 計画実施期間**

令和8年4月1日から令和9年3月31日

## Ⅱ 一般廃棄物処理実施計画

### 1 一般廃棄物の種類及び分別の区分

#### (1) ごみ

#### 【伊賀北部】(上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内)

| 種 類        |             | ごみの種類                                                                   |                                                                                        |
|------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 燃えるもの      | 可燃ごみ        | 生ごみ、リサイクルできない紙くず（ティッシュ、カーボン紙、写真など）、草・落ち葉、汚れの落ちないラップ類・容器等、アルミ箔、おむつ、下着類など |                                                                                        |
|            | 硬プラ・革製品類    | バケツ、洗面器、CD、靴、かばん、ゴムホース、カーペット、布団、毛布、ぬいぐるみ、枝木類、トロ箱、汚れの落ちないボトル類など          |                                                                                        |
| 燃えないもの（資源） | 容器包装プラスチック類 |                                                                         |                                                                                        |
|            | びん類         | 無色透明                                                                    | 飲料用のびん、飲食料品用のびん、調味料のびん                                                                 |
|            |             | 有色                                                                      |                                                                                        |
|            | 金属類         |                                                                         | 小型家電製品類、刃物類、金属容器・製品類、傘、スチール缶、ホットカーペットなど                                                |
|            | ペットボトル      |                                                                         | 〔PET1〕マークのあるもの<br>飲料用容器、特定調味料の容器                                                       |
|            | アルミ缶        |                                                                         | 〔アルミ〕マークのあるもの<br>飲料用の缶                                                                 |
|            | 埋立ごみ        |                                                                         | 危険物（カセットボンベ、スプレー缶、ライター）、テープ類（ビデオテープ、カセットテープ）、ガラス・せともの・乾電池類、その他（カイロ、割れたびん、汚れたびんなど）      |
|            | 廃食用油        |                                                                         | 植物性食用油                                                                                 |
|            | 紙・布類        |                                                                         | 新聞・雑誌、ダンボール、紙パック、その他（紙袋、チラシ、包装紙、はがき、シュレッダーごみなど）、衣類（シャツ、セーター、ズボン、スカートなど）、古布類（シーツ、タオルなど） |
|            | 使用済小型家電製品   |                                                                         | スマートフォン、タブレット端末、ノートパソコン、モバイルバッテリー、電子タバコ、リチウムイオン充電電池製品など                                |
| 水銀使用廃製品    |             | 水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計、蛍光管                                                   |                                                                                        |
| 粗大ごみ       |             | タンス、机、ソファ、ベッド、ストーブ、ファンヒーター、スーツケース、自転車、畳、ステレオ、電子レンジなど                    |                                                                                        |

【伊賀南部】（青山支所管内）

| 種 類         |                   |       | ごみの種類                                                                                         |
|-------------|-------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 燃やすごみ       |                   |       | 生ごみ、再生できない紙くず、草・生花、植木の枝・木切れ、汚れのあるプラスチック製ボトル・チューブ類、ぬいぐるみ、靴下・帽子・クッション・枕、靴・かばん類、小さな木製品・保冷剤・カイロなど |
| 燃やさないごみ     |                   |       | プラスチック製品類（バケツ、洗面器、ＣＤなど）、ガラス・せとの類、その他（刃物など）                                                    |
| 容器包装プラスチック類 |                   |       | 〔 <b>プラ</b> 〕マークのあるもの<br>カップ・パック・トレイ類、ボトル・チューブ類、ポリ袋・ラップ類、キャップ・ネット・緩衝材類など                      |
| ライター        |                   |       | ライター                                                                                          |
| 粗大ごみ        |                   |       | タンス、机、ソファ、ベッド、ふとん、毛布、マットレス、じゅうたん、ストーブ、ファンヒーター、こたつ、扇風機、スーツケース、自転車、畳、ステレオ、電子レンジなど               |
| 資<br>源      | びん類               | 無色透明  | 飲料用のびん、飲食料品用のびん、調味料のびん                                                                        |
|             |                   | 茶色    |                                                                                               |
|             |                   | その他の色 |                                                                                               |
|             | 缶類                |       | アルミ缶、スチール缶、スプレー缶                                                                              |
|             | ペットボトル            |       | 〔 <b>PET1</b> 〕マークのあるもの<br>飲料用容器、特定調味料の容器                                                     |
|             | 使用済小型家電製品         |       | アイロン、電気ポット、炊飯器、携帯電話などの小型電化製品、電動のおもちゃ、電源コード類など                                                 |
|             | 廃食用油              |       | 植物性食用油                                                                                        |
|             | 体温計・温度計・蛍光管<br>電球 |       | 水銀式体温計・温度計、蛍光管、電球                                                                             |
|             | 乾電池類              |       | 乾電池類                                                                                          |
|             | 金属類               |       | 鍋、釜、やかん、フライパン、スプーン、フォーク、小型の金属製品など                                                             |
|             | 古紙・古布類            |       | 新聞・雑誌、ダンボール、紙パック、その他（紙袋、チラシ、包装紙、はがき、シュレッダーごみなど）、<br>布類（シャツ、セーター、ズボン、スカートなど）                   |

(2) 市で収集・処理できないもの

| 分類・区分                | 品 目                                                                    |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 家電リサイクル法対象商品<br>(*1) | エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機                                             |
| パソコン<br>(青山支所管内のみ)   | デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRT ディスプレイ<br>液晶ディスプレイ                              |
| 処理危険物                | 消火器、ガスボンベ（プロパン用）、農薬類、劇薬類、<br>感染性廃棄物（使用済注射針など）                          |
| 処理困難物                | 温水器、浄化槽、浴槽、太陽熱ヒーター、ピアノ、ドラム缶<br>鉄筋、バッテリー、タイヤ、廃油（灯油・オイルなど）、<br>塗料（ペンキなど） |

\*1：青山支所管内のみ事前予約による戸別収集を実施。（別途、リサイクル料金と収集運搬料金が必要）

## 2 収集方法及び処分方法

(1) ごみ

【伊賀北部】（上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内）

|                | 種 類                                         | 収集形態 | 収集回数 | 処分方法                        |
|----------------|---------------------------------------------|------|------|-----------------------------|
| 燃えるもの          | 可燃ごみ                                        | 委託業者 | 週2回  | 市内民間施設において焼却処理              |
|                | 硬プラ・革製品類                                    | 委託業者 | 月1回  | 市内民間施設において焼却処理              |
| 燃えないもの<br>(資源) | 容器包装プラスチック類                                 | 委託業者 | 週1回  | 圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託             |
|                | びん類                                         | 委託業者 | 月1回  | 回収選別後、容リ協会へ再生委託             |
|                | 金属類                                         | 委託業者 | 月1回  | 破碎処理後、民間業者へ再生委託             |
|                | ペットボトル                                      | 委託業者 | 月1回  | 圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託             |
|                | アルミ缶                                        | 委託業者 | 月1回  | 圧縮成形後、民間業者へ再生委託             |
|                | 埋立ごみ<br>①危険物<br>②テフロン類、ガラス・セト<br>の・乾電池類、その他 | 委託業者 | 年6回  | ①破碎処理後、民間業者へ再生委託<br>②埋立処分委託 |
|                | 廃食用油                                        | 委託業者 | 年4回  | 回収後、民間業者へ再生委託               |
|                | 紙・布類                                        | 委託業者 | 月1回  | 回収後、民間業者へ再生委託               |
|                | 使用済小型家電製品(*1)                               | 直営   | 随時   | 回収後、民間業者へ再生委託               |
|                | 水銀使用廃製品(*2)                                 | 直営   | 随時   | 回収後、民間業者へ再生委託               |
|                | 粗大ごみ                                        | 直営   | 随時   | 民間業者へ再生委託                   |

\*1：平成25年4月から「小型家電リサイクル法」が施行され、拠点収集を開始。

\*2：平成28年4月から水銀使用の体温計、温度計、血圧計の拠点収集、平成29年6月から蛍光灯の拠点収集を開始。

【伊賀南部】（青山支所管内）

| 種 類         |                   | 収集形態       | 収集回数        | 処分方法                  |
|-------------|-------------------|------------|-------------|-----------------------|
| 燃やすごみ       |                   | 委託業者       | 週 2 回       | 焼却処理                  |
| 燃やさないごみ     |                   | 直営・委託      | 月 1 回       | 破碎処理後、焼却または埋立処理       |
| 容器包装プラスチック類 |                   | 直営・委託      | 週 1 回       | 圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託       |
| ライター        |                   | 委託業者       | 月 1 回       | 破碎処理後、焼却または埋立処理       |
| 粗大ごみ        |                   | 直営         | 随時          | 破碎処理後、焼却または埋立処理若しくは売却 |
| 資<br>源      | びん類               | 委託業者       | 月 1 回       | 回収後、民間業者へ再生委託         |
|             | 缶類                | 委託業者       | 月 1 回       | 圧縮破碎後、民間業者へ再生委託       |
|             | ペットボトル            | 委託業者       | 月 1 回       | 圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託       |
|             | 使用済小型家電製品         | 委託業者<br>直営 | 月 1 回<br>随時 | 回収後、民間業者へ再生委託         |
|             | 廃食用油              | 委託業者       | 年 4 回       | 回収後、民間業者へ再生委託         |
|             | 体温計・温度計<br>蛍光灯・電球 | 委託業者       | 年 4 回       | 破碎後、民間業者へ再生委託         |
|             | 乾電池類              | 委託業者       | 月 1 回       | 回収後、民間業者へ再生委託         |
|             | 金属類               | 委託業者       | 年 4 回       | 回収後、民間業者へ再生委託         |
|             | 古紙・古布類（*1）        | 委託業者       | 月 1 回       | 回収後、民間業者へ再生委託         |

\* 1：桐ヶ丘地区は独自回収を実施。

（２）し尿

| 種 類   | 収集形態 | 区域                  | 収集回数        | 処分方法              |
|-------|------|---------------------|-------------|-------------------|
| し尿    | 直営   | 上野支所管内<br>（一部地域を除く） | 月 1 回<br>随時 | 施設処理<br>伊賀市浄化センター |
|       | 許可業者 | 伊賀市全域               | 随時          |                   |
| 浄化槽汚泥 | 許可業者 | 伊賀市全域               | 随時          | 施設処理<br>伊賀市浄化センター |

### 3 一般廃棄物発生量及び処理量見込（伊賀市全体）

#### （１）ごみ

（t／年）

| 内訳         | 発生量見込  |        |       |       | 処理量見込  |     |       |
|------------|--------|--------|-------|-------|--------|-----|-------|
|            | 収集総量   | 直営・委託  | 許 可   | 直接搬入  | 焼却     | 埋立  | 資源化   |
| 可燃ごみ       | 19,131 | 12,172 | 5,951 | 1,008 | 19,131 | 0   | 0     |
| 不燃ごみ       | 541    | 307    | 72    | 162   | 120    | 421 | 0     |
| 粗大ごみ       | 393    | 286    | 0     | 107   | 307    | 0   | 86    |
| 金属ごみ       | 709    | 356    | 109   | 244   | 0      | 404 | 305   |
| 資源ごみ（びん）   | 385    | 351    | 29    | 5     | 0      | 42  | 343   |
| 資源ごみ（紙・布）  | 1050   | 1050   | 0     | 0     | 0      | 0   | 1050  |
| ペットボトル     | 134    | 134    | 0     | 0     | 22     | 0   | 112   |
| 容器包装プラスチック | 586    | 586    | 0     | 0     | 239    | 0   | 347   |
| 廃食用油       | 6      | 6      | 0     | 0     | 0      | 0   | 6     |
| 小型家電       | 17     | 17     | 0     | 0     | 0      | 0   | 17    |
| その他資源ごみ    | 11     | 11     | 0     | 0     | 0      | 0   | 11    |
| 合 計        | 22,963 | 15,276 | 6,161 | 1,526 | 19,819 | 867 | 2,277 |

#### （２）し尿

（kl／年）

| 種 類   | 排出量<br>見込 | 収集形態別計画収集量 |       |        |
|-------|-----------|------------|-------|--------|
|       |           | 収集総量       | 直 営   | 許 可    |
| 浄化槽汚泥 | 54,930    | 54,930     | 0     | 54,930 |
| し 尿   | 5,840     | 5,840      | 1,451 | 4,389  |
| 合 計   | 60,770    | 60,770     | 1,451 | 59,319 |

## 4 一般廃棄物排出抑制のための施策

### (1) 資源再利用物回収奨励金の交付（集団回収事業）

|           |                                                                                                      |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内 容       | 児童福祉法による児童及び PTA 等の学校教育関係の団体並びに障害者基本法による団体のうち、事前に登録した団体に対し、対象となる資源ごみを回収した場合に、回収量 1 kg につき 3 円の奨励金を交付 |
| 対象となる資源ごみ | 古紙類・古布類                                                                                              |
| 資源化予定量    | 69 トン                                                                                                |

### (2) 生ごみ処理容器購入費の補助

|     |                                                                                                                     |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内 容 | 生ごみ処理機（電動型）及びコンポスト容器購入者に対する補助<br>・電動型……1 世帯 1 基まで、購入費の 1/2 で上限 30,000 円<br>・コンポスト型……1 世帯 2 基まで、購入費の 1/2 で上限 5,000 円 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### (3) 市広報及びケーブルテレビ等による市民への資源化・減量化の啓発

### (4) 住民自治協議会、自治会等の団体に対する資源化・減量化の協力依頼

### (5) 伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会による「ごみ減量・再資源化」の検討と啓発活動の促進

## 5 一般廃棄物中間処理施設及び最終処分場の概要

### (1) ごみ

【上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内】

| 施設名称                        | 所在地              | 型式                                  | 処理能力      |
|-----------------------------|------------------|-------------------------------------|-----------|
| さくらリサイクルセンター<br>（ごみ中継施設）    | 伊賀市治田 3547 番地 13 | 中継施設                                | —         |
| さくらリサイクルセンター<br>（資源化ごみ処理施設） | 伊賀市治田 3547 番地 13 | 二軸低速回転式破砕機<br>剪断高速回転式破砕機<br>選別圧縮梱包機 | 17.3t/5h  |
| 不燃物処理場                      | 伊賀市西高倉 4631 番地   | 安定型埋立処分場                            | 18,678 m³ |

【青山支所管内】（名張市との一部事務組合「伊賀南部環境衛生組合」の施設）

| 施設名称                       | 所在地            | 型式                              | 処理能力    |
|----------------------------|----------------|---------------------------------|---------|
| 伊賀南部クリーンセンター<br>（ごみ焼却施設）   | 伊賀市奥鹿野 1990 番地 | 流動床式ガス化溶融炉                      | 95t/日   |
| 伊賀南部クリーンセンター<br>（破碎選別圧縮施設） | 伊賀市奥鹿野 1990 番地 | 二軸高速回転式破碎機<br>剪断式破碎機<br>選別圧縮梱包機 | 45.5t/日 |

（２）し尿及び浄化槽汚泥

【上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田・青山支所管内】

| 施設名称      | 所在地             | 型式            | 処理能力    |
|-----------|-----------------|---------------|---------|
| 伊賀市浄化センター | 伊賀市長田 4617 番地 3 | 膜分離高負荷脱窒素処理方式 | 170kl/日 |

6 一般廃棄物の収集・運搬、処理及び浄化槽清掃にかかる委託業者及び許可業者

（１）ごみ

①収集運搬委託業者：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 2 項に規定する基準に基づく委託を受けた者

| 事業者名                | 所在地               | 事業区域             |
|---------------------|-------------------|------------------|
| 有限会社上野清掃社           | 伊賀市沖 208 番地       | 上野               |
| 有限会社白鳳清掃            | 伊賀市猪田字東川原 7088 番地 | 上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田 |
| 株式会社ビルトコーポレーション     | 伊賀市久米町 548 番地の 5  | 上野・大山田           |
| 上野再生資源協同組合          | 伊賀市西明寺 2301 番地    | 上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田 |
| 伊賀南部一般廃棄物処理<br>協同組合 | 名張市南町 822 番地の 2   | 青山               |
| エイチエムリユース有限会社       | 名張市東田原 601-29     | 青山               |

②収集運搬許可業者：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に規定する許可を受けた者

| 事業者名             | 所在地                    | 事業区域            | 摘要                                                                                                                        |
|------------------|------------------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有限会社上野清掃社        | 伊賀市沖 208 番地            | 上野・伊賀・島ヶ原・阿山    | ごみ                                                                                                                        |
| 有限会社白鳳清掃         | 伊賀市猪田字東川原 7088 番地      | 伊賀市内<br>(青山を除く) | ごみ                                                                                                                        |
| 株式会社ビルト・コーポレーション | 伊賀市久米町 548 番地の 5       | 上野・伊賀・阿山・大山田    | ごみ                                                                                                                        |
| 株式会社エム・シー・エス     | 名張市蔵持町原出 523 番地        | 市内              | ごみ(青山)、許可 22 事業所のごみ、自社・グループ会社従業員の家庭系粗大ごみ(上野、伊賀、島ヶ原、阿山、大山田)                                                                |
| 株式会社 N A N B U   | 奈良県橿原市五井町 187 番地の 2    | 上野・青山           | ごみ                                                                                                                        |
| 有限会社マルトモ産業       | 伊賀市阿保 1828 番地の 10      | 青山              | ごみ                                                                                                                        |
| 三重ケイ・アース環境株式会社   | 伊賀市上野万町 2222 番地の 2     | 上野・伊賀・阿山        | 14 事業所の木くず及び廃家電                                                                                                           |
| 株式会社エコ・サービス 2 1  | 名張市鴻之台一番町 48 番地 1      | 青山              | ごみ                                                                                                                        |
| 株式会社美濃ラボ         | 岐阜県海津市平田町今尾 1195 番地の 1 | 市内 1 事業所        | 実験用動物の死体及び付随する糞、マット                                                                                                       |
| 株式会社富士環境開発       | 奈良県橿原市四条町 20 番地の 10    | 青山              | ごみ                                                                                                                        |
| 株式会社伊賀林業         | 伊賀市大内 514 番地の 1        | 市内              | 木、草                                                                                                                       |
| 三重中央開発株式会社       | 伊賀市予野字鉢屋 4713 番地       | 市内              | 食品残さ、木くず、畳くず等、罹災・災害廃棄物、動物の死体(市内)<br>家電(上野：花垣地区)<br>ごみ全般(市内)<br>※ただし、上野・島ヶ原・大山田については自社及び大栄環境株式会社(伊賀市治田・予野地内)に搬入処理をするものに限る。 |
| 有限会社クリーンテック名張    | 名張市下比奈知字青上 1476 番 1    | 青山              | ごみ                                                                                                                        |
| 株式会社グリーンワークス     | 伊賀市炊村 1187 番地の 17      | 市内              | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、がれき類                                                                            |
| 株式会社サイセイ         | 伊賀市柘植町 5038 番地         | 市内              | がれき類、ガラスくず等、廃プラスチック類、木くず、繊維くず、紙くず、ゴムくず、金属くず                                                                               |
| 株式会社タカミ          | 伊賀市西明寺 2301 番地         | 市内              | 廃家電                                                                                                                       |
| 株式会社大栄工業         | 伊賀市西明寺字中川原 485 番地 2    | 市内              | リサイクルを目的とした草、木、枝、葉、竹及び生ごみ                                                                                                 |

|                  |                        |          |                                                                            |
|------------------|------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社向陽           | 津市森町 1922 番地 1         | 市内 1 事業所 | ごみ                                                                         |
| 摂津商事株式会社         | 伊賀市上野万町 2342 番地        | 上野・伊賀    | ごみ(上野)、紙・布(伊賀)                                                             |
| 日本資環株式会社         | 奈良県五條市西吉野町夜中 391 番地の 2 | 青山       | 下記から排出される感染性(特管一廃)を除く紙おむつ・脱脂綿・包帯などに限る。<br>・病院、診療所などの医療機関<br>・老人福祉施設及び施設事務所 |
| 有限会社アールシーコンサルタント | 伊賀市白檉字下田 2133 番地の 3    | 市内       | 廃プラスチック類、廃発泡スチロール、木くず、金属くず、紙くず、繊維くず                                        |

③処分業許可業者：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項に規定する許可を受けた者

| 事業者名           | 所在地                   | 事業区域 | 摘要                                                                                                      |
|----------------|-----------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| エヌアイエ株式会社      | 伊賀市大野木字喜撰戸 2178 番地 1  | 市内   | 蛍光管の破碎処理                                                                                                |
| 株式会社エム・シー・エス   | 名張市蔵持町原出 523 番地       | 市内   | 草、木、剪定枝、生ごみ等の破碎及び堆肥化                                                                                    |
| 株式会社ヤマゼン       | 伊賀市治田字枵ノ木 2441 番地の 1  | 市内   | 選別、圧縮、混練造粒、破碎、RPF 化及び埋立                                                                                 |
| キンキ・パートナーズ株式会社 | 奈良県奈良市奈良阪町 2250 番地の 3 | 島ヶ原  | OA 機器、電気機器製品等の破碎処理から発生する廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、ゴムくずの破碎処理                                             |
| 株式会社イガ再資源      | 伊賀市西之澤 1384 番地の 6     | 市内   | 動植物性残さの飼料化                                                                                              |
| 株式会社伊賀林業       | 伊賀市大内 514 番地の 1       | 市内   | リサイクルを目的とした木、草の破碎処理(チップ化)                                                                               |
| 三重中央開発株式会社     | 伊賀市予野字鉢屋 4713 番地      | 市内   | 焼却、破碎、選別、乾燥、焙焼、炭化、熔融、RPF、混練造粒及び埋立、肥料化                                                                   |
| 株式会社グリーンワークス   | 伊賀市炊村 1187 番地の 17     | 市内   | リサイクルを目的としたプラスチック類、紙類、木くず類、繊維類、ゴム類、金属類、ガラス・陶磁器類、がれき類の破碎、選別、圧縮処理<br>食品くず、不要になった農作物、わら、廃食油、動物のふん尿、木くず、草、竹 |
| 株式会社サイセイ       | 伊賀市柘植町 5038 番地        | 市内   | がれき類、ガラスくず等、廃プラスチック類、木くず、繊維くず、紙くず、ゴムくず、金属くずの破碎、選別処理                                                     |

|                  |                           |    |                                                        |
|------------------|---------------------------|----|--------------------------------------------------------|
| 株式会社タカミ          | 伊賀市西明寺 2301 番地            | 市内 | 廃家電製品のリサイクルを目的とした廃プラスチック類、木くず、ガラスくず、金属くずの破碎、圧縮処理       |
| 株式会社大栄工業         | 伊賀市西明寺字中川原 485 番地 2       | 市内 | リサイクルを目的とした草、木、枝、葉、竹、穀類及び生ごみ（食品残渣）の破碎、堆肥化、生ごみのメタン発酵    |
| 日本資環株式会社         | 奈良県五條市西吉野町夜中 391 番地の 2    | 青山 | 事業所から排出される感染性（特管一廃）を除く紙、紙おむつ、木くず、草、繊維くず、古布などの滅菌乾燥、焼却処理 |
| 有限会社アールシーコンサルタント | 伊賀市白檜字下田 2133 番地の 3       | 市内 | リサイクルを目的とした廃プラスチック類、廃発泡スチロール、金属くずの破碎、圧縮梱包、溶融処理         |
| 大栄環境株式会社         | 大阪府和泉市テクノステージ二丁目 3 番 28 号 | 市内 | 混合ごみ・し尿・汚泥のメタン発酵・堆肥化処理                                 |

## （２）し尿・汚泥及び浄化槽清掃

①収集運搬許可業者：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項に規定する許可を受けた者

| 事業者名            | 所在地                | 事業区域         |
|-----------------|--------------------|--------------|
| 有限会社上野清掃社       | 伊賀市沖 208 番地        | 上野・伊賀・島ヶ原・阿山 |
| 有限会社白鳳清掃        | 伊賀市猪田字東川原 7088 番地  | 伊賀市内（青山を除く）  |
| 株式会社ビルドコーポレーション | 伊賀市久米町 548 番地の 5   | 上野・伊賀・阿山・大山田 |
| 名張環境事業協業組合      | 名張市西田原 2176 番地の 36 | 青山、上野（運搬のみ）  |

②浄化槽清掃許可業者：浄化槽法第 35 条第 1 項に規定する許可を受けた者

| 事業者名            | 所在地                | 事業区域         |
|-----------------|--------------------|--------------|
| 有限会社上野清掃社       | 伊賀市沖 208 番地        | 上野・伊賀・島ヶ原・阿山 |
| 有限会社白鳳清掃        | 伊賀市猪田字東川原 7088 番地  | 伊賀市内（青山を除く）  |
| 株式会社ビルドコーポレーション | 伊賀市久米町 548 番地の 5   | 上野・伊賀・阿山・大山田 |
| 名張環境事業協業組合      | 名張市西田原 2176 番地の 36 | 青山           |

伊賀市告示第 219 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年上野市告示第 101 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 11 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

木田原自治会

代表者の氏名 増山 雄一

代表者の住所 伊賀市西高倉 2595 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 中島 義勝

新代表者の氏名 増山 雄一

旧代表者の住所 伊賀市西高倉 2006 番地

新代表者の住所 伊賀市西高倉 2595 番地

3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 25 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

## 伊賀市告示第 220 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年大山田村告示第 4 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 11 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

### 1 届出者

平松区

代表者の氏名 恵村 要

代表者の住所 伊賀市上阿波 96 番地

### 2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 松岡 和美

新代表者の氏名 恵村 要

旧代表者の住所 伊賀市上阿波 14 番地

新代表者の住所 伊賀市上阿波 96 番地

### 3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 26 日

### 4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

## 伊賀市告示第 223 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 11 年上野市告示第 84 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

### 1 届出者

朝屋区

代表者の氏名 西山 泰弘

代表者の住所 伊賀市朝屋 655 番地

### 2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 榎並 岩男

新代表者の氏名 西山 泰弘

旧代表者の住所 伊賀市朝屋 931 番地

新代表者の住所 伊賀市朝屋 655 番地

### 3 変更の年月日

令和 8 年 5 月 17 日

### 4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 224 号

伊賀市自転車等駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 158 号）第 8 条第 2 項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているので、同条例第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 撤去年月日

①令和 8 年 5 月 19 日

②令和 8 年 5 月 20 日

③令和 8 年 5 月 21 日

2 撤去場所及び台数

①伊賀上野駅駐輪場、上野丸之内駐輪場、茅町駅駐輪場、桑町駅駐輪場 計 9 台

②伊賀神戸駅駐輪場、上津駅前自転車等駐車場 計 5 台

③青山町駅前自転車等駐車場 計 4 台

3 撤去の理由

当該自転車等が、調査札を取り付けた日から起算して 7 日を超えて、なお伊賀市自転車等駐車場に放置されているため

4 保管場所 伊賀市自転車保管庫

5 保管期間 告示の日から 2 か月間

6 返却を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、次項連絡先へ次のものを持参する。

(1) 自転車等の鍵等、当該自転車等を特定できるもの

(2) 本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、学生証等）

7 連絡先 伊賀市地域力創造部公共交通課 TEL：0595-22-9663

伊賀市告示第 225 号

伊賀市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 159 号）第 11 条第 2 項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているので、同条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 16 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 撤去年月日

①令和 8 年 5 月 19 日

②令和 8 年 5 月 20 日

2 撤去場所及び台数

①佐那具駅、四十九駅、市部駅 計 14 台

②猪田道駅 計 1 台

3 撤去の理由

当該自転車等の放置により、公共の場所の良好な環境が著しく阻害されていると認めるため

4 保管場所 伊賀市自転車保管庫

5 保管期間 告示の日から 2 か月間

6 返却を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、次項連絡先へ次のものを持参する。

(1) 自転車等の鍵等、当該自転車等を特定できるもの

(2) 本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、学生証等）

7 連絡先 伊賀市地域力創造部公共交通課 TEL：0595－22－9663

伊賀市告示第 226 号

伊賀市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 6 月 17 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成 28 年告示第 207 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 受講開始時給付金 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）が給付金の支給の対象となる講座（以下「対象講座」という。）の受講を開始した際に支給するものとする。

第 4 条中「給付金の支給の対象者（以下「支給対象者」という。）」を「支給対象者」に、「対象と」を「、対象と」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者

第 5 条中「給付金の対象講座（以下「対象講座」という。）」を「対象講座」に改める。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

給付金の支給額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 通信制の場合 次に掲げる額

ア 受講開始時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用（以下「支払額」という。）の 40%に相当する額とする。ただし、その額が 10 万円を超える場合の支給額は 10 万円とし、4,000 円を超えない場合は支給しないものとする。

イ 受講修了時給付金の支給額は、支払額の 50%に相当する額から受講開始時給付金

として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金を合計した額が 12 万 5,000 円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は 12 万 5,000 円とし、4,000 円を超えない場合は支給しないものとする。

ウ 合格時給付金の支給額は、支払額の 10%に相当する額とする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金を合計した額が 15 万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計は、15 万円とする。

(2) 通学又は通学及び通信制併用の場合 次に掲げる額

ア 受講開始時給付金の支給額は、支払額の 40%に相当する額とする。ただし、その額が 20 万円を超える場合の支給額は 20 万円とし、4,000 円を超えない場合は支給しないものとする。

イ 受講修了時給付金の支給額は、支払額の 50%に相当する額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金を合計した額が 25 万円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は 25 万円とし、4,000 円を超えない場合は支給しないものとする。

ウ 合格時給付金の支給額は、支払額の 10%に相当する額とする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金を合計した額が 30 万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計は、30 万円とする。

第 6 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 8 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第 8 条第 2 項第 3 号を削る。

第 10 条第 1 項中「受講終了時給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の親等は、対象講座受講修了日から起算して 30 日以内に」を「前条第 1 項の規定による通知を受けた者が、給付金の支給を受けようとするときは、受講開始時給付金は対象講座の受講開始日か

ら起算して 30 日以内に、受講修了時給付金は対象講座の受講修了日から起算して 30 日以内に、合格時給付金は文部科学省から送付される合格証書に記載されている日付から起算して 40 日以内に」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第 1 号から第 3 号までを次のように改める。

(1) 受講開始時給付金

- ア 第 8 条第 2 項に掲げる書類等
- イ 受講対象講座指定通知書
- ウ 受講施設の長が、支払額について発行した領収書

(2) 受講修了時給付金

- ア 第 8 条第 2 項に掲げる書類等
- イ 受講対象講座指定通知書
- ウ 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書
- エ 受講施設の長が、支払額について発行した領収書

(3) 合格時給付金

- ア 第 8 条第 2 項に掲げる書類等
- イ 受講対象講座指定通知書
- ウ 文部科学省が発行する合格証書の写し

第 10 条第 1 項第 4 号から第 6 号までを削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項の場合において、」を削り、「申請者は、」の次に「前項に定める」を加え、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「第 1 項又は第 2 項の規定による」を削り、同項を同条第 3 項とする。

第 12 条の見出しを「(補則)」に改め、同条を第 13 条とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

(給付金の終期)

第 12 条 給付金の支給は、特別の事情がない限り、令和 10 年度までとする。

様式第 1 号から様式第 4 号までを次のように改める。

【様式第 1 号】

【様式第 2 号】

【様式第 3 号】

【様式第4号】

附 則

この告示は、令和8年6月17日から施行し、改正後の伊賀市ひとり親家庭高等学校卒業  
程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。

## 伊賀市告示第 227 号

伊賀市国民健康保険特別療養費に係る事務取扱要領を次のように定める。

令和 8 年 6 月 17 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

### 伊賀市自動通話録音警告機貸出事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者等の電話機を用いた特殊詐欺による被害を未然に防止するとともに、防犯意識の向上を図るため、警告メッセージ機能及び自動録音機能を有する固定電話接続型の自動通話録音警告機(以下「警告機」という。)を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象となる者)

第 2 条 警告機の貸出しの対象となる者(以下「対象者」という。)は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定により登録されている者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者又はこれに準ずる世帯の者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める世帯の者

(貸出しの申請)

第 3 条 警告機の貸出しを受けようとする対象者は、自動通話録音警告機貸出申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)により、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、当該対象者の親族その他市長が適切であると認める者が当該対象者に代わって行うことができる。

(貸出しの決定等)

第 4 条 市長は、警告機の貸出しの申請があったときは、その内容を審査し、警告機の貸出しの可否を決定し、自動通話録音警告機貸出決定(却下)通知書(様式第 2 号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、自動通話録音警告機運用管理表を作成し、前項の規定により警告機の貸出しの決定をした者(以下「被貸出者」という。)の住所、氏名等の情報を記録し、及び保管

するものとする。

(貸出しの内容等)

第5条 市長は、被貸出者に警告機を貸し出すものとする。ただし、市の警告機の保有台数を超える貸出しはできないものとする。

- 2 警告機の貸出しに係る費用は、無償とする。
- 3 警告機の貸出しの台数は、1世帯につき1台とする。
- 4 警告機の貸出しの期間は、前条第1項に規定する通知を受けた日の属する月の翌月から起算して原則6月以内とする。
- 5 警告機の貸出しの条件は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 被貸出者の属する世帯に設置された固定電話機以外の電話機で警告機を使用してはならない。
  - (2) 警告機の利用にかかる電気代は、被貸出者が負担すること。
  - (3) 警告機に破損汚損等が発生した場合は、速やかに市に報告すること。
  - (4) 被貸出者の故意又は過失により、警告機が故障又は亡失した場合は、被貸出者が修理費又は再購入価格相当分を実費弁償すること。
  - (5) 警告機をこの事業の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、又は担保に供してはならない。

(変更事項の届出)

第6条 被貸出者は、申請書に記載した住所、氏名又は電話番号に変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(調査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、警告機の設置状況について必要な調査を行うことができる。

(警告機の返還)

第8条 市長は、被貸出者が次の各号のいずれかに該当するときは、警告機の貸出しの決定を取り消し、警告機を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により警告機の貸出しを受けたとき。
- (2) 対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 第5条第5項第1号又は同項第5号の規定に違反したとき。
- (4) 警告機が不要になったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が警告機を貸し出すことが適当でないと認めたとき。

(録音データの取扱い等)

第9条 警告機に保存された録音データの所有権は、被貸出者に帰属するものとする。ただし、市長又は警察が録音データの提供を求めたときは、協力しなければならない。

2 被貸出者は、前条の規定によらず警告機を返還するときは、自らの責任において録音データを消去しなければならない。

(免責)

第10条 市は、取り付けた警告機によって発生した事故等について、賠償の責任を負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月17日から施行する。

伊賀市告示第 228 号

伊賀市国民健康保険特別療養費に係る事務取扱要領を次のように定める。

令和 8 年 6 月 17 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市国民健康保険特別療養費に係る事務取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、国民健康保険税（以下「保険税」という。）を滞納している世帯主（以下「滞納世帯主」という。）の特別療養費の取扱いについて、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「政令」という。）及び国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(納付相談通知)

第 2 条 市長は、省令第 27 条の 4 の 4 第 1 項第 1 号の規定により、滞納世帯主に対して、納付相談期間、相談場所、弁明の機会の付与等の事項を記載した通知を行うものとする。

(特別の事情等の届出)

第 3 条 滞納世帯主は、災害その他の政令で定める特別の事情等（以下「特別の事情等」という。）があるとき、又は発生したときは、次に掲げるいずれかの届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 省令第 27 条の 5 の 4 第 1 項に掲げる事項を記載した届書
- (2) 省令第 27 条の 5 の 5 第 1 項又は第 2 項に掲げる事項を記載した届書

(弁明の機会の付与)

第 4 条 市長は、前条の規定により通知を行うときは、滞納世帯主に対し弁明の機会を付与するものとする。

- 2 滞納世帯主は、前項の規定により弁明をしようとするときは、弁明書（様式第 1 号）にその事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(特別療養費の支給)

第 5 条 市長は、滞納世帯主に対して保険税の納期限から 1 年が経過するまでの間に、保

險税の納付に資する取組を行ってもなお当該保険税が納付されない場合（前条の届書により特別の事情等があると認められる場合を除く。）は、法第54条の3第1項又は第2項本文の規定により、当該世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等（入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費をいう。）の支給（以下「療養の給付等」という。）に代えて、当該滞納世帯主に対し、特別療養費を支給する。

（特別療養費の支給の更新）

第6条 特別療養費の支給の更新は、原則として1年ごとに行う。

2 特別療養費の支給の更新時期は、8月1日とする。

3 特別療養費の支給の更新を行うときは、その期日及びその他必要な事項を滞納世帯主に通知するものとする。

（資格確認書の交付）

第7条 市長は、特別療養費の支給対象となった滞納世帯主に対し、当該世帯に属する被保険者に係る省令様式第1号の6の5に定める資格確認書を交付する。

（特別療養費から療養の給付等への切替え）

第8条 市長は、特別療養費の支給の対象となった世帯のうち、世帯主又は世帯に属する被保険者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該各号に定める被保険者に対して療養の給付等を行う。

(1) 次の事由に該当する場合 当該世帯に属する被保険者

ア 滞納している保険税（以下「滞納保険税」という。）を完納した場合

イ 滞納保険税の額が2分の1以下に減少し、かつ、残額を納付誓約した場合

ウ 納付相談又は納付指導を通じ滞納解消に努力し、かつ、誠意があると市長が認めた場合

エ 政令第28条の6に定める特別の事情が発生し、第3条の規定により同条第1号に定める届書の提出があった場合

オ 第4条第2項の規定により滞納世帯主から提出された弁明書を審査した結果、市長が納付困難であることを認定した場合

- (2) 原爆一般疾病医療費の支給等受給者であり、又は受給者となり、第3条の規定により同条第2号に定める届書の提出があった場合 当該受給者である被保険者  
(国民健康保険への再加入)

第9条 特別療養費の支給の対象となった世帯が、一時国民健康保険の被保険者の資格を全部喪失し、再加入したときは、省令様式第1号に定める資格確認書を交付する。ただし、再加入後、当該特別療養費の支給の対象となった納期に係る滞納保険税の額の減少がみられない場合は、納付相談及び事前の通知を省略し、当該滞納世帯主に対し特別療養費を支給する。

(保険給付の一時差止め)

第10条 市長は、法第63条の2第1項又は第2項の規定により、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるときは、国民健康保険の保険給付一時差止通知書(様式第2号)により滞納世帯主に通知するものとする。

- 2 前項に規定する場合において、一時差し止める保険給付の額は、滞納している保険税の額の範囲内とする。

(保険給付の一時差止めの解除)

第11条 市長は、前条第1項の通知を受けた滞納世帯主が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該差止めを解除し、国民健康保険給付差止解除通知書(様式第3号)により当該滞納世帯主に通知するものとする。

- (1) 当該差止めに係る滞納保険税の額が、完納又は各納付月の納期限から1年6月未満となったとき。  
(2) 政令第28条の6に定める特別の事情に該当し、第3条の規定により届書の提出があったとき。

(一時差止めに係る保険給付の額からの滞納保険税の額の控除に関する通知)

第12条 市長は、法第63条の2第3項の規定により、一時差止めしている保険給付の額から滞納保険税の額を控除するときは、あらかじめ様式第4号の保険給付の一時差止額の滞納国民健康保険税への充当について(通知)により滞納世帯主に通知するものとする。

附 則

この告示は、令和8年6月17日から施行する。

伊賀市告示第 229 号

伊賀市経営開始資金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 6 月 22 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市経営開始資金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市経営開始資金交付要綱（令和 7 年伊賀市告示第 187 号）の一部を次のように改正する。

題名中「経営開始資金」を「農業経営開始資金」に改める。

第 1 条中「経営開始資金」を「農業経営開始資金」に、「国の実施要綱」を「総合対策実施要綱」という。）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 2016 号農林水産事務次官依命通知。以下「円滑化対策実施要綱」に改める。

第 2 条第 2 号アを次のように改める。

ア 交付対象者が農地の所有権若しくは利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。）を有している、又は農地の所有者等との間で締結した特定作業受委託契約によって作業の委託を受けていること。

第 2 条第 4 号中「経営開始資金申請追加資料」を「伊賀市農業経営開始資金申請追加資料」に改め、同条第 5 号中「交付期間中に」を「、交付期間中に」に改め、同条第 6 号中「位置づけられている」を「位置付けられている」に、「位置づけられる」を「位置付けられる」に改め、「農地中間管理機構」の次に「（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。）」を加え、「位置づけられた」を「位置付けられた」に改め、同条第 7 号イ中「別記 1 雇用就農資金」の次に「、雇用就農緊急対策実施要綱（令和 6 年 12 月 25 日付け 6 経営第 1765 号農林水産事務次官依命通知）別記 4 雇用就農緊急支援資金」を加え、「過去に」を「、過去に」に改め、同号ウ中「国の実施要綱別記 1 経営発展支援事業」を「総合対策実施要綱別記 1 経営発展支援事業（以下「経営発展支援事業」という。）」に、「新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 2016 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 世代交

代・初期投資促進事業」を「円滑化対策実施要綱別記2 世代交代・初期投資促進事業（以下「世代交代・初期投資促進事業」という。）」に改め、「、又は」の次に「経営継承・発展等支援事業実施要綱の廃止について（令和8年3月31日付け7経営第2990号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の」を加え、「過去に」を「、過去に」に改め、同号エ中「国の実施要綱別記1」を削り、「世代交代・初期投資促進事業のうち初期投資促進タイプ」を「初期投資促進事業」に改め、「新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記2」を削り、「過去に」を「、過去に」に改め、同号に次のように加える。

オ 地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）別記1 地域農業構造転換支援事業又は別記2 新規就農者チャレンジ事業による補助金の交付を現に受けていないこと。

第2条第11号中「令和4年4月」を「事業実施年度の3年前の年度の4月」に改める。

第3条第1項中「12.5万円」を「13.75万円」に、「150万円」を「165万円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、交付対象者が令和7年度以前に農業経営を開始している場合、令和7年度以前の農業経営に係る交付金額については、1月につき1人あたり12.5万円とする。

第3条第3項第3号中「位置づけられた」を「位置付けられた」に改め、同条第4項中「位置づけられた」を「位置付けられた」に、「新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱」を「円滑化対策実施要綱」に改める。

第4条第1項中「ならない」の次に「。この場合において、「みどりチェック」チェックシート（様式第1号別添10）に記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、市長に提出するものとする」を加え、「並びに」を「及び」に改める。

第5条中「補助金に係る」を削り、「経営開始資金交付申請書」を「伊賀市農業経営開始資金交付申請書」に、「半年分」を「、半年分」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の申請の対象は、事業実施年度の前年度の4月以降の農業経営とする。

第6条第2項中「補助金」を「資金」に、「伊賀市経営開始資金交付決定兼交付額確定通知書」を「伊賀市農業経営開始資金交付決定兼交付額確定通知書」に改める。

第9条中「補助金に係る」を削り、同条第1号を次のように改める。

#### (1) 就農状況報告

ア 資金受給者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就

農状況報告（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

イ 資金受給者は、交付期間終了後5年間（第3号の手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（様式第5号別添1）を市長に提出しなければならない。

ウ 資金受給者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時とする。）に、「みどりチェック」チェックシート（様式第5号別添7。以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、市長に提出しなければならない。

第9条第3号中「まで」を削り、「就農を中断した」を「、就農を中断した」に改める。

第10条第2項第3号ウ中「農地基本台帳」を「農地台帳（農地法（昭和27年法律第229号）第52条の2に基づき農業委員会が作成する農地台帳をいう。）」に、「令和4年改正法附則第5条」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）の施行前の基盤強化法第19条の規定」に、「令和4年改正法附則第9条」を「令和4年改正法の施行前の農地中間管理事業の推進に関する法律」に、「法律第18条」を「法律第18条の規定」に改め、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の次に「（平成30年法律第68号）」を加える。

第11条第1項第4号中「年間1,200時間」を「おおむね年間1,500時間」に改め、同項第5号中「国の実施要綱別記2第10の3」を「総合対策実施要綱別記2第10の3、円滑化対策実施要綱別記1第10の3」に改める。

第12条第1項中「原則」を「、原則」に改める。

第16条第2項中「国の実施要綱別記2別紙様式第25号別添」を「総合対策実施要綱別記2別紙様式第25号別添及び円滑化対策実施要綱別記1別紙様式第25号別添」に改める。

第18条の見出し中「取り扱い」を「取扱い」に改める。

様式第1号中「経営開始資金申請追加資料」を「伊賀市農業経営開始資金申請追加資料」に、「伊賀市経営開始資金交付要綱」を「伊賀市農業経営開始資金交付要綱」に、「第2条第7号イからエ」を「第2条第7号イからオ」に、

「別添9：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）」を

「別添9：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）」

別添10：「みどりチェック」チェックシート」に改め、「地方税

法」の次に「(昭和 25 年法律第 226 号)」を加える。

様式第 2 号中「経営開始資金に係る」を「伊賀市農業経営開始資金に係る」に、「伊賀市経営開始資金交付要綱」を「伊賀市農業経営開始資金交付要綱」に改める。

様式第 3 号中「経営開始資金交付申請書」を「伊賀市農業経営開始資金交付申請書」に、「伊賀市経営開始資金交付要綱」を「伊賀市農業経営開始資金交付要綱」に、「経営開始資金の」を「伊賀市農業経営開始資金の」に改め、「(150 万円)」を削り、「第 2 条第 7 号イ及びウに掲げる助成」を「第 2 条第 7 号イに掲げる助成及びウに掲げる補助」に改め、「地方税法」の次に「(昭和 25 年法律第 226 号)」を加える。

様式第 4 号中「伊賀市経営開始資金交付決定兼交付確定通知書」を「伊賀市農業経営開始資金交付決定兼交付確定通知書」に、「伊賀市経営開始資金について」を「伊賀市農業経営開始資金について」に、「伊賀市経営開始資金交付要綱」を「伊賀市農業経営開始資金交付要綱」に改める。

様式第 5 号中「伊賀市経営開始資金交付要綱」を「伊賀市農業経営開始資金交付要綱」に、「国の実施要綱別記 2 第 5 の 2 の(1)のス」を「総合対策実施要綱別記 2 第 5 の 2 の(1)のス及び円滑化対策実施要綱別記 1 第 5 の 2 の(1)のス」に、「国の実施要綱別記 2 の第 7 の 2 の(12)」を「総合対策実施要綱別記 2 第 7 の 2 の(12)及び円滑化対策実施要綱別記 1 第 7 の 2 の(12)」に、「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」を「「みどりチェック」」に、「f) \* 4」を「申請時の別添 10 を利用。)」に改め、「\* 4 経営開始資金の交付期間の 1 月の報告の際のみ添付する。」を削る。

様式第 6 号から様式第 9 号までの規定中「伊賀市経営開始資金交付要綱」を「伊賀市農業経営開始資金交付要綱」に改める。

様式第 10 号中「概ね」を「おおむね」に、「売上」を「売上げ」に、「公告」を「農地法第 3 条の 3 に基づく届出、公告」に改める。

様式第 11 号及び様式第 12 号中「経営開始資金の」を「伊賀市農業経営開始資金の」に、「伊賀市経営開始資金交付要綱」を「伊賀市農業経営開始資金交付要綱」に改める。

様式第 13 号及び様式第 14 号中「伊賀市経営開始資金交付要綱」を「伊賀市農業経営開始資金交付要綱」に改める。

様式第 15 号中「伊賀市経営開始資金」を「伊賀市農業経営開始資金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年6月22日から施行し、改正後の伊賀市経営開始資金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、令和8年4月7日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の伊賀市経営開始資金交付要綱に基づき実施する事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。ただし、第3条第1項については、新要綱の規定を適用する。

伊賀市告示第 230 号

伊賀市財政事情の作成及び公表に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 66 号)第 2 条第 1 項並びに地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 40 条の 2 第 1 項の規定により、伊賀市の令和 7 年度下半期の財政事情について次のとおり公表します。

なお、公表に係る書面は、伊賀市財務部財政課並びに地域連携部上野支所、伊賀支所、島ヶ原支所、阿山支所、大山田支所及び青山支所に備え置き、公表の日から 6 か月間閲覧に供します。

令和 8 年 6 月 22 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

令和7年度下半期の財政事情(令和8年3月31日現在の執行状況)

市民の皆さんに納めていただいた税金やそのほかの歳入などが、何に使われたかを知っていただくため、予算の執行状況をお知らせします。

なお、出納整理の期間(4月1日～5月31日)の数字が含まれませんので、決算の数字とは異なります。(表の金額は概算です。)

| ■一般会計 歳入の状況 |             |             |             |             |        |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 科目          | 予算現額        | 収入済額(上半期)   | 収入済額(下半期)   | 収入済額(合計)    | 収入率    |
| 市税          | 150億 990万円  | 88億9,132万円  | 58億2,303万円  | 147億1,435万円 | 98.0%  |
| 地方譲与税       | 6億8,583万円   | 2億 218万円    | 3億9,249万円   | 5億9,467万円   | 86.7%  |
| 地方消費税交付金    | 24億7,657万円  | 15億 420万円   | 10億9,382万円  | 25億9,802万円  | 104.9% |
| 地方交付税       | 113億1,341万円 | 67億5,025万円  | 45億9,242万円  | 113億4,267万円 | 100.3% |
| 分担金及び負担金    | 4億2,455万円   | 6,178万円     | 1億1,955万円   | 1億8,133万円   | 42.7%  |
| 使用料及び手数料    | 4億6,055万円   | 2億3,729万円   | 1億9,251万円   | 4億4,980万円   | 97.7%  |
| 国庫支出金       | 81億1,231万円  | 17億2,443万円  | 43億5,620万円  | 60億8,063万円  | 75.0%  |
| 県支出金        | 35億 679万円   | 3億7,777万円   | 26億6,629万円  | 30億4,406万円  | 86.8%  |
| 繰入金         | 20億7,413万円  | 0万円         | 4,795万円     | 4,795万円     | 2.3%   |
| 繰越金         | 8億5,676万円   | 8億5,676万円   | 0万円         | 8億5,676万円   | 100.0% |
| 諸収入         | 6億 719万円    | 1億4,322万円   | 2億7,192万円   | 4億1,514万円   | 68.4%  |
| 市債          | 22億1,750万円  | 0万円         | 2億 930万円    | 2億 930万円    | 9.4%   |
| その他         | 22億1,782万円  | 6億7,135万円   | 13億1,791万円  | 19億8,926万円  | 89.7%  |
| 合計          | 499億6,331万円 | 214億4,055万円 | 210億8,339万円 | 425億2,394万円 | 85.1%  |

| ■一般会計 歳出の状況 |             |            |             |             |        |
|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|--------|
| 科目          | 予算現額        | 支出済額(上半期)  | 支出済額(下半期)   | 支出済額(合計)    | 執行率    |
| 議会費         | 2億7,285万円   | 1億4,414万円  | 1億1,798万円   | 2億6,212万円   | 96.1%  |
| 総務費         | 89億5,703万円  | 25億4,705万円 | 32億1,708万円  | 57億6,413万円  | 64.4%  |
| 民生費         | 168億1,076万円 | 62億2,407万円 | 74億8,474万円  | 137億 881万円  | 81.5%  |
| 衛生費         | 47億5,952万円  | 14億5,198万円 | 23億1,428万円  | 37億6,626万円  | 79.1%  |
| 労働費         | 6,560万円     | 5,118万円    | 768万円       | 5,886万円     | 89.7%  |
| 農林業費        | 20億9,746万円  | 4億5,076万円  | 9億9,560万円   | 14億4,636万円  | 69.0%  |
| 商工費         | 12億6,116万円  | 3億2,252万円  | 4億2,773万円   | 7億5,025万円   | 59.5%  |
| 土木費         | 38億3,150万円  | 8億4,284万円  | 18億8,425万円  | 27億2,709万円  | 71.2%  |
| 消防費         | 19億4,684万円  | 8億1,439万円  | 9億9,568万円   | 18億1,007万円  | 93.0%  |
| 教育費         | 43億8,836万円  | 14億9,535万円 | 21億9,966万円  | 36億9,501万円  | 84.2%  |
| 災害復旧費       | 2億1,000万円   | 106万円      | 2,377万円     | 2,483万円     | 11.8%  |
| 公債費         | 53億3,223万円  | 26億6,171万円 | 26億7,002万円  | 53億3,173万円  | 100.0% |
| 予備費         | 3,000万円     | 0万円        | 0万円         | 0万円         | 0.0%   |
| 合計          | 499億6,331万円 | 170億 705万円 | 223億3,847万円 | 393億4,552万円 | 78.7%  |

市の借金である市債の収入済額は 2億930万円であり、市債の予算現額に対して9.4%の収入となっています。予算現額には繰越明許費を含んでいます。

＊繰越明許費：翌年度に限り繰り越して使用することができる予算のこと

■市税の状況

皆さんに納めていただいた税金のうち、固定資産税がもっとも多く、収納額は81億4,346万円です。また、市民税の収納額は55億2,594万円で、市税全体に対して37.6%となっています。

| 区分      | 予算現額       | 収納額(上半期)   | 収納額(下半期)   | 収納額(合計)     | 収納率%   |
|---------|------------|------------|------------|-------------|--------|
| 市民税     | 57億3,586万円 | 26億3,306万円 | 28億9,288万円 | 55億2,594万円  | 96.3%  |
| 固定資産税   | 81億8,791万円 | 55億8,214万円 | 25億6,132万円 | 81億4,346万円  | 99.5%  |
| 都市計画税   | 0万円        | 0万円        | 0万円        | 0万円         | 0.0%   |
| 特別土地保有税 | 0万円        | 0万円        | 0万円        | 0万円         | 0.0%   |
| 軽自動車税   | 4億 858万円   | 3億8,206万円  | 2,666万円    | 4億 872万円    | 100.0% |
| 市たばこ税   | 6億5,416万円  | 2億8,082万円  | 3億3,019万円  | 6億1,101万円   | 93.4%  |
| 鉱産税     | 2万円        | 1万円        | 1万円        | 2万円         | 100.0% |
| 入湯税     | 2,337万円    | 1,323万円    | 1,197万円    | 2,520万円     | 107.8% |
| 合計      | 150億 990万円 | 88億9,132万円 | 58億2,303万円 | 147億1,435万円 | 98.0%  |

■特別会計・財産区特別会計 歳入歳出の状況

|      | 会計名      |    | 予算現額：A      | 収入済額(上半期)  | 収入済額(下半期)   | 収入額合計：B     | 収入率：B/A |
|------|----------|----|-------------|------------|-------------|-------------|---------|
|      |          |    | 予算現額：A      | 支出済額(上半期)  | 支出済額(下半期)   | 支出額合計：C     | 執行率：C/A |
| 特別会計 | 国民健康保険事業 | 歳入 | 86億4,136万円  | 31億6,440万円 | 46億2,243万円  | 77億8,683万円  | 90.1%   |
|      |          | 歳出 | 86億4,136万円  | 33億3,626万円 | 45億9,199万円  | 79億2,825万円  | 91.7%   |
|      | 駐車場事業    | 歳入 | 3,573万円     | 1,814万円    | 1,507万円     | 3,321万円     | 92.9%   |
|      |          | 歳出 | 3,573万円     | 1,162万円    | 1,963万円     | 3,125万円     | 87.5%   |
|      | 介護保険事業   | 歳入 | 105億8,932万円 | 44億1,795万円 | 41億9,042万円  | 86億 837万円   | 81.3%   |
|      |          | 歳出 | 105億8,932万円 | 42億5,844万円 | 52億3,642万円  | 94億9,486万円  | 89.7%   |
|      | サービスエリア  | 歳入 | 920万円       | 454万円      | 434万円       | 888万円       | 96.5%   |
|      |          | 歳出 | 920万円       | 172万円      | 381万円       | 553万円       | 60.1%   |
|      | 後期高齢者医療  | 歳入 | 17億1,054万円  | 5億4,669万円  | 9億8,430万円   | 15億3,099万円  | 89.5%   |
|      |          | 歳出 | 17億1,054万円  | 5億2,951万円  | 9億1,132万円   | 14億4,083万円  | 84.2%   |
| 財産区  | 島ヶ原財産区   | 歳入 | 3,316万円     | 1,651万円    | 1,465万円     | 3,116万円     | 94.0%   |
|      |          | 歳出 | 3,316万円     | 424万円      | 699万円       | 1,123万円     | 33.9%   |
|      | 大山田財産区   | 歳入 | 1,375万円     | 1,335万円    | 40万円        | 1,375万円     | 100.0%  |
|      |          | 歳出 | 1,375万円     | 53万円       | 1,265万円     | 1,318万円     | 95.9%   |
|      | 合計       | 歳入 | 210億3,306万円 | 81億8,158万円 | 98億3,161万円  | 180億1,319万円 | 85.6%   |
|      |          | 歳出 | 210億3,306万円 | 81億4,232万円 | 107億8,281万円 | 189億2,513万円 | 90.0%   |

■企業会計 収支の状況

|       |       |    | 予算現額 A     | 執行額(上半期)   | 執行額(下半期)   | 合計 B       | 執行率 B/A |
|-------|-------|----|------------|------------|------------|------------|---------|
|       |       |    |            |            |            |            |         |
| 病院事業  | 収益的収支 | 収入 | 56億6,535万円 | 22億8,666万円 | 29億7,170万円 | 52億5,836万円 | 92.8%   |
|       |       | 支出 | 56億5,849万円 | 22億7,322万円 | 32億3,335万円 | 55億 657万円  | 97.3%   |
|       | 資本的収支 | 収入 | 5億2,366万円  | 1億円        | 2億5,656万円  | 3億5,656万円  | 68.1%   |
|       |       | 支出 | 6億4,970万円  | 2億5,044万円  | 2億3,551万円  | 4億8,595万円  | 74.8%   |
| 水道事業  | 収益的収支 | 収入 | 31億7,987万円 | 13億2,658万円 | 18億6,429万円 | 31億9,087万円 | 100.3%  |
|       |       | 支出 | 32億 802万円  | 6億4,504万円  | 24億1,615万円 | 30億6,119万円 | 95.4%   |
|       | 資本的収支 | 収入 | 12億 962万円  | 6,721万円    | 5億3,311万円  | 6億 32万円    | 49.6%   |
|       |       | 支出 | 24億4,633万円 | 7億8,726万円  | 9億8,529万円  | 17億7,255万円 | 72.5%   |
| 下水道事業 | 収益的収支 | 収入 | 23億5,522万円 | 3億9,909万円  | 19億3,694万円 | 23億3,603万円 | 99.2%   |
|       |       | 支出 | 23億6,711万円 | 3億4,685万円  | 19億 355万円  | 22億5,040万円 | 95.1%   |
|       | 資本的収支 | 収入 | 11億9,911万円 | 270万円      | 8億1,426万円  | 8億1,696万円  | 68.1%   |
|       |       | 支出 | 21億8,134万円 | 6億3,012万円  | 10億7,268万円 | 17億 280万円  | 78.1%   |

(注)執行額には、消費税額等が含まれています。

■一般会計 市債の状況

| 会計名   | 残高          |
|-------|-------------|
| 総務債など | 281億 111万円  |
| 教育債   | 37億 47万円    |
| 土木債   | 40億2,773万円  |
| 保健衛生債 | 30億3,006万円  |
| 消防債   | 11億2,843万円  |
| 合計    | 399億8,780万円 |

■特別会計 市債の状況

| 会計名             | 残高  |
|-----------------|-----|
| 国民健康保険事業(直営診療所) | 0万円 |
| 住宅新築資金等交付       | 0万円 |
| 合計              | 0万円 |

■企業会計 市債の状況

| 会計名   | 残高          |
|-------|-------------|
| 病院事業  | 10億4,588万円  |
| 水道事業  | 86億8,234万円  |
| 下水道事業 | 95億 143万円   |
| 合計    | 192億2,965万円 |

■基金

基金とは、市の貯金です。基金の総額は215億431万円です。主なものは次のとおりです。

| 区分      | 基金額        |
|---------|------------|
| 財政調整基金  | 66億7,455万円 |
| 伊賀市振興基金 | 25億4,624万円 |

■一時借入金

一時借入金とは、支払いのための現金不足を補うために借り入れる資金で、同じ会計年度中に返済されるお金です。

一時借入金は次のとおりです。

| 区分   | 借入残高 |
|------|------|
| 一般会計 | 0万円  |
| 特別会計 | 0万円  |
| 企業会計 | 0万円  |

■財政の動向及び市長の財政方針

令和8年度は、新たにスタートした「第3次伊賀市総合計画」に基づく、まちづくりを本格的に推進し、その理念や取り組みを具体的な事業として市民生活へ着実に届けていく重要な年度となります。

子どもから大人まで誰もが学び、成長し、地域で活躍できる「学びと成長を支える取り組み」を進めるとともに、物価高騰や社会情勢の変化の中にあっても、市民のくらしと地域経済をしっかりと支える「生活を守る施策」の充実を図ります。

こうした取り組みを通じて、一人ひとりにあたたかな安心が行き届き、将来への希望を感じられるまちを実現していきたいとの思いを込め、令和8年度当初予算を編成しました。市民の皆さんとともに、ぬくもりと活力に満ちた持続可能なまちづくりを着実に進めてまいります。

伊賀市長 稲森 稔尚

■問い合わせ

財政課 TEL 22-9608 FAX 24-2440

伊賀市告示第231号

伊賀市定期予防接種等の県外における接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示  
を次のように定める。

令和8年6月24日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市定期予防接種等の県外における接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告  
示

伊賀市定期予防接種等の県外における接種費用助成金交付要綱（平成25年伊賀市告示  
第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び新型コロナウイルス感染症」を「、新型コロナウイルス感染症及び帯  
状疱疹」に改める。

第7条中「助成金に係る」を削り、「により」の次に「助成金の」を加える。

附 則

この告示は、令和8年6月24日から施行し、改正後の第3条の規定は、令和7年4月  
1日から適用する。

伊賀市告示第 232 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 17 年伊賀市告示第 13 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 26 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

西高倉白鳳台自治会

代表者の氏名 大屋戸 はな子

代表者の住所 伊賀市西高倉 4988 番地の 172

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 長谷川 英次

新代表者の氏名 大屋戸 はな子

旧代表者の住所 伊賀市西高倉 4988 番地の 84

新代表者の住所 伊賀市西高倉 4988 番地の 172

3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 233 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年青山町告示第 35 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 26 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

上津の郷

代表者の氏名 辻本 角義

代表者の住所 伊賀市勝地 1152 番地

2 変更事項

旧代表者の氏名 藪根 昭義

新代表者の氏名 辻本 角義

旧代表者の住所 伊賀市伊勢路 745 番地

新代表者の住所 伊賀市勝地 1152 番地

3 変更の年月日

令和 8 年 5 月 27 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

## 伊賀市告示第 234 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 30 年伊賀市告示第 14 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 26 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

### 1 届出者

虹ヶ丘自治会

代表者の氏名 島 和也

代表者の住所 伊賀市甲野 1033 番地の 537

### 2 変更事項

#### (1) 区域

旧区域 伊賀市甲野 1033 番地の 6 から 561 まで並びに 1033 番地の 571 及び 572 の  
区域

新区域 伊賀市甲野虹ヶ丘の全域

#### (2) 事務所の所在地

旧事務所の所在地 伊賀市甲野 1033 番地の 133

新事務所の所在地 伊賀市甲野 1033 番地内公民館内（連絡所は、会長宅とする。）

### 3 変更の年月日

令和 8 年 6 月 3 日

### 4 変更の理由

規約の一部改正による変更

伊賀市告示第 235 号

伊賀市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 6 月 30 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部を改正する告示

伊賀市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱（平成 24 年伊賀市告示第 186 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「規定により」を「規定に基づき」に改める。

第 2 条第 2 項第 1 号中「。）」を削る。

第 4 条第 2 項中「書類」の次に「(以下「本人確認書類」という。)」を加え、同条第 3 項中「しようとする」を「行う」に改め、「、前項に定めるもののほか」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、代理人は、本人であることを証するため、本人確認書類を提示し、又は提出しなければならない。

第 4 条第 4 項中「申込者が次の各号のいずれかに該当するとき」を「第 1 項の申込み」に、「、第 1 項の申込みをする」を「行う」に改め、第 1 号及び第 2 号を削る。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、事前登録者が自ら届け出ることができないときは、代理人により届け出ることができる。

第 7 条第 2 号中「その他市長」を「前号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第 8 条第 4 号中「その他市長」を「前 3 号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第 9 条の見出しを「(補則)」に改める。

様式第 1 号及び様式第 3 号を次のように改める。

【様式第 1 号】

【様式第 3 号】

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。

伊賀市告示第 236 号

伊賀市私立保育所等主食提供施設整備事業費等補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 30 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市私立保育所等主食提供施設整備事業費等補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、私立保育所等における 3 歳以上児への主食提供に係る環境整備を図るため、私立保育所等の主食提供施設の整備に対して交付する伊賀市私立保育所等主食提供施設整備事業費等補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条及び第26条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第 4 項の規定により設置された市内の保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条の規定により設置された市内の幼保連携型認定こども園（以下これらを「施設」という。）を運営する法人であって、令和 8 年 4 月 1 日時点で 3 歳以上児への主食提供を行っていない施設（以下「対象施設」という。）を運営するものとする。

(交付の対象となる経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象施設における主食提供の実施に必要な施設整備に係る経費（改修工事費、備品等購入費等）とする。ただし、国、県、他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額の 2 分の 1 の額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、1 対象施設当たり 40 万円を上限とする。

(補助金の終期)

第5条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。